



北海道における教員レッド・ページ（一）

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 明神, 勲 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.32150/00002774 |

北海道における教員レッド・ページ（一）

明 神 勲

はじめに

敗戦後、「魔法で地下からよびだした」かの如くその姿をあらわした教職員の組織と運動は、多様な発展の可能性を内包しつつ曲折を経て、結果としては「民同路線」を宣明した日教組「塩原大会」（1949・11）に一先ず帰着した。この路線は、その後の展開において分解、変容を経つつも基本部分は現在まで継承されていると考えられる。その意味では、1949年は“教育労働運動におけるもう一つの戦後”の出発点をなすターニング・ポイントにあたる時期であったといえよう。これに至る過程には諸々の要因が考えられるが、占領軍の労働政策、教育政策がこれを主導した主要な契機であったことは疑いえない。特に、1949年を前後する時期における大規模な干渉・弾圧・誘導策は、教育労働運動の多様な発展の可能性を窒息させ、特定の型、特質を運動と組織に強行的・暴力的に刻印するものであった。

1949年9月から1950年3月にかけて教育界を襲ったレッド・ページは、この干渉・弾圧策の最たるものであり、教育（運動）のその後の推移に深刻な影響を及ぼすものであったが、「戦後教育史の不明な部分⁽¹⁾」あるいは「戦後教育史の『死角』⁽²⁾」と評されているように、被追放者の数の確定という初歩的な事実をはじめとしてその実態は殆んど解明されていないといえよう⁽³⁾。このような状況の中で個々のケースにつきその過程、実態、性格を検討する作業の必要性が指摘できる。本稿は、北海道のケースを対象にこれに答えることを課題としたものである。なお、レッド・ページは、幼稚園から大学に及ぶものであったが、ここでは小、中、高校に限定して考察する。

一 北海道における教員レッド・ページの概況

1949年10月初旬頃から道内の新聞は、北海道教育委員会（以下、道教委）が“赤い教員追放”の準備を進めていることを報じていたが、11月18日、岡村教育長は記者会見を行ない26名の教員に対する辞職勧告を発表した。勧告対象者は調査の結果、以下の七項目基準の何れかに該当することがその処分事由とされている。

- 一、新教育を理解せず又はその促進を阻害する行動のあるもの
- 二、教育委員会及び学校長の教育方針に協力せず又は甚しく生徒父兄の信用なきもの
- 三、性行不良又は教職員としての体面を失したもの
- 四、勤務成績不良なるもの又は甚しく指導力の欠如するもの
- 五、教育基本法第八条二項に抵触するもの

六、極端な反民主的思想その他により児童生徒に影響力ありと認められたもの
七、服務規律に違反せるもの

また、この席で26名の内訳は、①学校種別では、高校9名、中学校11名、小学校6名、②男女別では、男21名、女5名、③資格別では、教諭23名、助教諭3名、④地域別では、函館7名、稚内・留萌・網走・帯広・釧路・札幌・室蘭の各市各一名、石狩支庁4名、網走・根室・釧路・十勝・空知・胆振・渡島・松山の各支庁各1名、⑤共産党員は12名（うち女子2名）、であること等が明らかにされた。

該当者に対する辞職勧告は、19日から校長、視学等を通じ一斉になされ、被勧告者は5日～7日以内に諾否の回答が求められた。これを受諾した場合は依願退職、拒否した場合は「官吏分限令」を適用し休職処分に附された。休職期間は、高等官については二年、判任官にあっては1年とされ（同令第11条第2項）、この期間満了後は退職とされていたので（同令第5条）、諾否いずれの場合においても最終的には強制退職処分には変わりはなかった。勧告拒否者に対する休職処分は11月26日に発令されている。

本件処分を不服として被処分者5人が1961年札幌地裁に提訴し、本件は「休職処分無効確認請求事件」として争われることになったが、この際に道教委が提出した「教職不適格者処分状況書」により処分の概況を整理すると次頁のようになる。

これを処分発表の際の記者会見で公表された内容と比較すると、資格別、男女別の内訳は同一であるが、学校種別、地域別の内訳が異なっている。これは、記者会見の公表内容が第一号証の誤った区分（注記(3)参照）によってなされた為と考えられる。学校種別の内訳は正確には高校9名、中学校10名、小学校7名、とされるべきであり、地域別の内訳中、空知支庁1名は2名に、石狩支庁3名は2名に訂正されるべきである。

備考欄の「党員、容共、空白＝その他」の区分は、白岩教氏（当時道教委教職員課長）の証言によると「占領軍のメモ」（占領軍から道教委に提示された追放リスト）で道教委がそれに基づき調査した結果である、と説明されている。これによると、党員…12名、容共…6名、その他（空白）…8名、に区分されている。筆者の調査によると、B氏は容共とされているが「団体等規制令」による登録をしていた公然たる党員であり（B氏との面談、1974年10月24日）、清野氏も容共とされているが、1949年1月に入党しており（札幌地裁第10回公判における清野証言、1965年11月22日）、思想区分は正確には、党員…14名、容共…4名、その他…8名とされるべきである。

処分欄の「退職」は勧告受諾者で10名、「休職」は拒否者で16名となっているが⁽⁴⁾、退職者の中には11月18日の退職勧告発表時点で既に退職していた者が含まれている（後述）。また、「異議申立」は、教育公務員特例法第15条による教育委員会審査請求の有無を指すもので、勧告拒否者16名中11名が請求したことになっているが、I氏は請求しておらず（I氏との面談、1973年10月23日）、請求者は10名となる。

以上が「教職不適格者処分状況書」による処分の概況であるが、その後の経過について見ると、1950年2月に10名が教育委員会審査請求を行ない一旦は「処分妥当」の判定が下されたが（5月20日）、再審査請求による審理の結果、佐郷屋、佐々木両氏について「処分取消、復職」の判定がなされた（1950年9月14日）。また、北教組支援の下に函館の5名が裁判所に提訴したが（1961年10月16日）、札幌地裁判決（1966年5月30日）、札幌高裁判決（1968年6月26日）、最高裁判決（1973年10月25日）においていずれも訴えは斥けられた。

「教職不適格者処分状況書」(道教委)

| 氏名 | 職名 | 年令 | 学校名 | 地域 | 該当事項 | 処分 | 異議申立 | 備考 |
|--------|-----|----|--------------|-----|-----------|----|------|----|
| 井上 一 | 教諭 | 43 | 函館東高校 | 函館市 | 二、四、五 | 休職 | 有 | 党員 |
| 水野 憲 | 教諭 | 44 | 函館中部高校 | 函館市 | 四、五 | 休職 | 有 | 党員 |
| 清野 清 | 教諭 | 23 | 函館水産高校 | 函館市 | 四、五、六 | 休職 | 有 | 容共 |
| 佐郷谷 武夫 | 教諭 | 43 | 本別高校 | 十勝 | 一、二、三、四、七 | 休職 | 有 | |
| 宮野 千秋 | 教諭 | 21 | 函館市松風中学校 | 函館市 | 一、六 | 休職 | 有 | 党員 |
| 大場 仁一郎 | 教諭 | 36 | 函館市湯ノ川中学校 | 函館市 | 二、四、六 | 休職 | 有 | 党員 |
| 村山 慶太郎 | 教諭 | 23 | 網走市第一中学校 | 網走市 | 二、六 | 休職 | 有 | 党員 |
| 阿部 弥栄子 | 教諭 | 30 | 函館市千代ヶ岳小学校 | 函館市 | 二、四、六 | 休職 | 有 | 党員 |
| 佐々木 トミ | 教諭 | 39 | 江別町小野幌小学校 | 石狩 | 二、四、六 | 休職 | 有 | 容共 |
| A | 教諭 | 31 | 釧路湖陵高校 | 釧路市 | 四、七 | 休職 | 無 | |
| B | 教諭 | 22 | 留萌高校 | 留萌市 | 二、五、六 | 休職 | 無 | 容共 |
| C | 教諭 | 47 | 帯広柏葉高校 | 帯広市 | 二、三、四、六 | 退職 | 無 | 容共 |
| D | 教諭 | 39 | 室蘭清水ヶ丘高校 | 室蘭市 | 四、七 | 退職 | 無 | |
| E | 教諭 | 24 | 斜里高校 | 網走 | 二、四、六 | 退職 | 無 | 党員 |
| F | 教諭 | 22 | 札幌郡篠路中学校 | 石狩 | 一、二、六 | 休職 | 有 | 党員 |
| G | 教諭 | 29 | 樺戸郡晩生内中学校 | 空知 | 二、三、六 | 休職 | 無 | 容共 |
| H | 助教諭 | 21 | 釧路郡昆布森中学校 | 釧路 | 一、二、三 | 休職 | 無 | |
| I | 教諭 | 22 | 稚内市稚内中学校 | 稚内市 | 五、六 | 休職 | 有 | 党員 |
| J | 教諭 | 23 | 江差町江差中学校 | 桧山 | 二、六 | 退職 | 無 | 党員 |
| K | 教諭 | 34 | 野付郡西春別中学校 | 根室 | 二、三、六 | 退職 | 無 | 容共 |
| L | 教諭 | 41 | 厚田郡望来中学校 | 石狩 | 二、三、四 | 退職 | 無 | |
| M | 教諭 | 54 | 湧払郡厚真中央小学校 | 胆振 | 一、二、四 | 退職 | 無 | |
| N | 助教諭 | 20 | 札幌市東橋小学校 | 札幌市 | 二、五、六 | 休職 | 無 | 党員 |
| O | 教諭 | | 函館市常盤小学校 | 函館市 | 三 | 退職 | 無 | |
| P | 助教諭 | 19 | 松前郡原口小学校 | 渡島 | 二、三、四 | 退職 | 無 | 党員 |
| Q | 教諭 | 38 | 上砂川町上砂川第一小学校 | 空知 | 三、四、七 | 退職 | 無 | |

- 注記 (1) 乙第一号証～第四号証より作成。
 (2) 教育委員会審査により処分取消しとなった者、裁判を提起し氏名が明らかになっている者等を除きA～Qの仮名とした。
 (3) Gの学校名は、第一号証では「篠路中学校」、第三号証では「晩生内中学校」とされており、またMのそれは第一号証では「厚真中央中学校」、第二号証では「厚真中央小学校」とされているが、いずれも後者が正確なのでこれによった。

二 占領軍、文部省によるレッド・ページ勧告・指示

(一) 占領軍と教職員レッド・ページ

周知のように教育界におけるレッド・ページを公然と主張しこのための世論誘導と督励役を演じたのは、民間情報教育局 (CIE) 顧問 W. C. イールズであった。イールズは「全国 30ヶ所で 138 の大学の代表者、三千の教授、二万以上の学生に演説した」⁽⁶⁾と自ら誇示しているように、1949年7月19日の新潟大学における講演を皮切りに1950年5月16日北大で手痛い打撃(北大イールズ事件)を受けるまでの10ヶ月間精力的に全国を巡り、共産党員の教職からの追放を説いてまわった。イールズ講演の内容は次のようなものであった。

「共産主義者の教授を除くことを勧告する根本の理由は……共産主義者は考えるべき事、教えるべきことを本部から命ぜられるのです。従ってその時は最早彼らは教えたり研究したりする真の自由を持っていないのですから、われわれは大学の最も重要な権利であり義務である、学問の自由そのものの名に於て、周知の共産主義者を大学の教授として敢えて持ち得ないのであります。……思想の自由は米国の教育の全精神に対する基礎である。しかし共産党員は思考する自由を持っていない。彼らは入党したその時その自由を放棄した。それ故、彼らは民主主義国に於ける大学教授にはなり得ない……大学当局と文部省とは、現在の日本の法律に依り、大学の政策と人事について最終的な機能を持っているのですから、職員中の共産主義者の教授に対しては躊躇なく積極的な強力な立場をとることは真の学問の自由を維持するために、大学は共産党員をその教授にすることを拒む権利を持っているのみならず、それがその義務なのであります⁽⁶⁾」(新潟大講演)

イールズ講演への反応は早速あらわれた。新潟講演から3日後に開かれた第一回新制大学学長会議ではこの問題が協議され検討小委員会が作られ⁽⁷⁾、さらに8月23日には高瀬文相が主要大学の学長を招集し追放について協議したといわれる⁽⁸⁾。9月末から10月初旬にかけ鹿児島大、山梨大、新潟大、富山大等で辞職勧告がなされ10月には全国の大学で追放の動きが伝えられる状態になった。国家公務員の政治活動制限を内容とする「人事院規則」の制定・公布(9月19日)は、レッド・ページの布石であった。しかし、大学におけるレッド・ページは、全国大学教授連合評議会決議(9月22日)、同総会決議(10月22日)、日本学術会議決議(10月6日)、東大南原総長談話(10月17日)等大学関係者から批判的意思表明が続出し、学生および教職員の抵抗運動により比較的少数の犠牲者に留めることができ、イールズら占領軍当局の意図を半ば挫折せしめた。

ところで、大学から共産党員の追放を説くイールズ勧告は、高校・中学・小学校における共産党員の追放をも同時に示唆するものであった。CIE局長ニューゼント中佐は、イールズ講演に全面的に賛意を表明し、加えて「大学教授についてはばかりでなく、教職にあるものすべてについての問題として私はイールズ博士の声明に全く賛成である」⁽⁹⁾(傍点引用者)との見解表明を行っている(11月8日)。これは翌9日、徳島県の小、中、高校の校長との懇談会後の記者会見でも「勧告の原則は高、中、小の教員にも適用されるだろう⁽¹⁰⁾」とイールズによって繰り返し言明されていることからして、アメリカ占領軍当局が大学のみならず教育界全体から共産主義者の追放＝レッド・ページ遂行の意図を公式に表明したものと見て注目される。

占領軍はこれまでに、第一回教育委員選挙への干渉(1948・10)、東京多田小事件・長野の「ケリー旋風」にみられる教員人事への介入(1949・2～3)、フォックス講演における教員の政治教育・活動制限措置の指示(1945・5)、教職員組合に対する日教組脱退勧告、規約、方針、役員の変更命令・

勧告等教育（運動）に対する干渉・弾圧を継続、強化してきた⁽¹¹⁾。それは、レッドページの伏線となるものであり、かつて彼らが勧告・奨励し具体化されようとしていた戦後教育改革の精神、成果に対する変質、破壊の攻撃という性格を有するものであった。このような中で、共産主義者は教職不適格者である、とする見解が東京軍政部教育課長デュペル大尉によって明らかにされていた。

「共産主義を信奉する教員は全然教育者に不相当である、私は東京軍政部の教育課長を3ヶ年勤めた経験から、この期間東京で発生したすべてのストライキならびに騒動は共産主義者の手で起きたものだと断言出来る、米国では共産主義者と判明している人は決して教員に雇われず、また共産主義者であることが証明された教員は直ちに追放される」⁽¹²⁾（1949・3、東京女子経済専門学校卒業式におけるデュペル講演）

また、マッカーサーは、1949年7月4日のアメリカ独立記念日における声明で、これまでの「一部少数破壊分子」、「極左」、「全体主義」等の表現を一步すすめて「共産主義」を特定してこれを激しく攻撃し、共産党の非合法化、追放を示唆している。この公然たる展開は1950年の共産党幹部の追放、レッド・ページとして具体化されるのであったが、1949年の「指令なきレッド・ページ」を督励、推進するものであった。

共産主義の追放＝レッド・ページは、デュペルの言明にもみられるように日本で彼等が新たに考案した施策ではなく彼等の母国アメリカで進行中の政策を占領政策の一環として日本に移入しようとするものであった。「マッカーシー旋風」＝「赤狩り」は1950年からアメリカを席捲するが、1949年には教育界におけるレッド・ページが進行していた。その動向のなかでも特に注目すべきものは、「教育は米国防衛の第一線」とするトルーマン大統領演説（3月8日）をうけて登場した全米教育協会（NEA）政策委員会報告書『アメリカの教育と国際緊張』（NEA年次総会——7月3日～8日——で承認）である。この報告書は「教育は国策の道具」という観点から共産主義者の教育界からの追放を公言するものであった。これらの時期を前後して教育界でのレッド・ページが進行する⁽¹³⁾。ニューヨーク州サテ・ローレンスカレッジ学長ハラルド・テラーは「今や教育界には極度の不安、恐怖の兆候が発生するにいたっている。すべての人が、おどおどして神経質になり、疑い深く、人間の知性を信じなくなったように見える」（『タイム』、6月27日）⁽¹⁴⁾と、当時の雰囲気を描写していた。イールズの講演は、彼自身認めているように本国で承認されたばかりのNEA報告書の単なる復唱であり、彼のつけ加えたものはそれを説明する際の品の悪い比喩位のものであった。

一方、占領軍はレッド・ページ遂行の布陣形成を着々と具体化しつつも、その遂行方法については1950年の「裸の超憲法的権力⁽¹⁵⁾」の行使とは異なる方法を選択した。ニューゼントは、先の見解表明に続き「日本側に指令を発するかわりに日本の教育当局者と協力する立場で仕事に当る方がずっと良い結果を得られることをわれわれは知っている、最後の決定は一切日本側の問題である、教職にある共産党員の問題については今後とも助言していくつもりだが、最後の決定は日本側の手にあり、私としては日本側が必ずや賢明な解決策を講じ得るものと確信している⁽¹⁶⁾」と述べている。占領政策の基本原則と国内法に反し批判と反対運動が予想されるレッド・ページを、勧告・助言という方法によって遂行しようとしたのは巧妙な選択であった。なぜなら、オールマイティの権力を誇示していた占領軍の「助言・勧告」はその字義を超えて実質的には「指示・命令」と同一の機能を期待することが可能であった。さらに、その選択を形式的に日本の教育当局とすることにより一切の責任を日本政府、文部省に転嫁することができ自らは批判、運動からの安全地帯に身を置くことが可能であったからである。

かといって、日本政府、文部省が被害者であった訳ではない。占領軍指示を言外に匂わせることにより責任を占領軍に転嫁し、その威光を背にすることにより批判、抵抗の意思を失わせしめ教育労

働運動の変質，教育政策の貫徹を容易に確実に遂行することが期待できたのであるから，それは彼らにとっても歓迎すべき事であった。

イールズ講演はレッド・ページのプロパガンダとして表舞台で公然と演じられたものであったが，実質的な指示は〈GHQ—文部省〉，〈文部省—都道府県教委〉，〈地方軍政部—都道府県教委〉という舞台裏で極秘裡のうちになされていった。

(二) 文部省のレッド・ページ指示

幼稚園，小，中，高校における教職員レッド・ページは，9月30日の佐賀を初めとして10月には三重，熊本，長崎等約30府県，11月には北海道，青森等約10道県と全国各地で一斉に遂行され，1950年3月までには高知県を唯一の例外に全都道府県に及んだ。

この事実は，レッド・ページ遂行が各都道府県教委の単独の発意によるものではなく統一的政策，指示の存在を推測させる。1949年9月初旬，文部省が極秘に招集した「全国教育長会議」におけるレッド・ページ指示は，その重要な一つであった。高瀬文相は国会での答弁において，各地での追放は地方教育委員会の自主的判断によるもので文部省は追放指示はしていない旨の言明をしていたが(10月7日，衆議院文部委員会)，今では当事者の証言によってこの存在は動かしがたいものといえる。

当時新潟県教育長堀部健一氏の法廷証言(新潟地裁)によると，この会議は，9月7日文部省第二会議室で軍政部立会の下に行われ「9月30日までに各県教委の責任において文部省と連絡の上でレッド・ページを行うこと」の指示がなされたとされている⁽¹⁷⁾。また，当時大分県教育長飯田忠氏は次のような証言をしている。

「レッドページの話ですがね，文部省に呼ばれた訳です。……それで文部省で会議をやらずにですね，文部省日比谷かどこかの分室みたいなところへ連れていかれ，その進駐軍命令というか，マッカーサー命令というか，とにかくやれという訳なんです。……それからこちらの方はそれにしても余り積極的にやっておった訳でないんですが，そのうちに文部省の施設部長という人が督促にきた訳なんです。で知事室で二人で会ったら，できるだけ早くやれという訳なんですよ⁽¹⁸⁾」

さらに，B. C. デューク氏は，当時群馬県教育長小島軍造氏および当時文部大臣官房総務課長相良惟一氏の証言から「1949年9月7日に，各都道府県教育委員長(教育委員長は教育長の誤りと思われる一引用者)が，秘密会議のために文部大臣によって東京に招集された。そして，各都道府県教育長は，共産党員の追放がSCAPによって命令されており，その通り従わなければならない，と通告された。しかし，文部大臣は，この行為は教員の憲法上の諸権利を侵害することもあり得る故に，こうした教員たちの解雇に対する正式理由は，日本共産党員であるということであってはならない，と説明した」⁽¹⁹⁾と記述している。

当事者による以上の諸証言から，9月初旬⁽²⁰⁾に文部省が全国教育長会議を招集し，そこで占領軍命令を示唆しつつ教職員のレッド・ページを指示したことは明らかであったと考えられる。以降，各都道府県においてレッド・ページ遂行の作業が一斉に進められるが，これは，地方軍政部および文部省の厳しい指示，督促の下になされるのであった。

三 北海道における教員レッド・パージの経過

(一) 教員レッド・パージの端緒

既述の如く本件処分は裁判で争われることになったが、以下、札幌地裁における法廷資料を中心に北海道におけるレッド・パージの経過を検討する。

道教委の主張によると、最初に教員レッド・パージの指示が占領軍——CIC からなされたのは、1949年4月である。即ち「教育長岡村威儀は昭和24年4月中連合軍総司令部在札幌責任者（シー・アイ・シー担当将校）に招致され、原告らを含む所管の教職員70数名の名簿を提示され、これらの者は共産主義者またはその同調者であって極端な反民主的思想その他により児童生徒に偏向的な影響を及ぼすものであるから解雇せよとの口頭による指示を受けた」（被告道教委「第七回準備書面」）という。

これより先の1948年暮頃、北海道教職員組合（以下、北教組）書記長米田勲氏は、CICに呼び出され「北海道の教職員の中に共産党ないしシンパと思われる方々がどれ位いるか……それから特定の学校の特定の人物……を出して、この人はどういう人かというような質問」（第10回公判 大野直司証言）を受けており、大石組織部長も1月にCICに呼ばれていたという。

以上の書面、証言によるとCICは本件処分の1年以上前から教員中の共産黨員、同調者の調査を進めており、イールズ講演以前にレッド・パージの指示をしていたことになる。次に引用する「昭和22年長官事務引継書」（道庁文書）は、既に1947年時点において北海道地方軍政部、CIC（対敵諜報部隊）が労働運動、共産党に対する積極的な調査活動を進めていた事を示している。

「二 軍政部関係 ……法制課に於ては労働運動並に経済治安問題に重大関心を示しその調査並に取扱は頗る積極的なものあり 之に関連する調査或は指示等多数に上って居る現状である

三 CIC関係 CICに於いて本部を札幌に置き稚内、旭川、北見、釧路、室蘭、函館等に隊員を分屯せしめ主としてソ聯関係の情報蒐集に重点を置き……道内共産主義者の動向にも極めて積極的な関心を払い之に関連する警察に対する指示も毎月100件を超ゆる状態である」⁽²¹⁾

また、北海道の教員レッド・パージを直接担当したのは地方軍政部CIC関係部局でなく、総司令部G-2直属のCICであった。CIC関係部局は新学制、「新教育」の普及、徹底を指導の重点においており、ニプロ教育課長は北教組を度々訪れ執行委員と懇談しているが「北教組の組合運動は民主教育というものを前進させるために大きな役割を果しているから大いにがんばってもらいたいという、きわめて好意的、激励的な態度」（大野証言）であった。これに対しCICは「CIEのほうとは違って、何か用事があると、組合の委員長ないし書記長を呼びつけるというような形で、来ても何か質問するような形で……調査、監察されているような印象」（同前）を受けたという。北教組幹部や道教委教育長を呼びつけレッド・パージリスト作成の中心になったのは「二世で……札幌進駐後から8年間を一貫して北海道地区受持ちの大ボス」⁽²²⁾であった迎准尉で、二世通訳の谷口某も北教組にしばしば出入りし情報収集を行っていた。

(二) CICのレッド・パージ勧告と道教委の対応

1 道教委主張による「教職不適格者処分」の経過

道教委の中で、CICとの交渉、「教職不適格者」の調査、追放リストの作成を担当したのは、岡村

教育長をはじめとする極く一部の教育委員会事務局幹部であった。教育委員には4月のCICによる追放指示、9月の全国教育長会議の追放指示が教育長から報告されておらず、また、10月に本件処分が具体化した時点においても事務局がCICとどのような交渉をし誰がリストに載せられているか、道教委の調査指示に対し校長等からどのような報告がきているかについても知らされず26名の処分決定の教育委員会において初めて具体的な追放者のリストを目にする状態であった⁽²³⁾。このため裁判で証人になった当時の三人の教育委員は、処分経過については一般的な方針以外は殆んど証言をしていない。また、本件処分の経過を最も知り得る立場にいた岡村威儀氏（当時教育長）は公判当時故人となっていたため、処分経過については1949年10月教職員課長に就任し岡村教育長の下で追放作業を担当した白岩教氏（道教委側証人）および当時教職員課人事給与係長田村寛一氏の証言による他はない。白岩証言（第5回公判 昭40・4・19）および田村証言（第6回公判 昭40・4・20）によると処分経過は次のように説明されている。

(1) 昭和24年10月頃、白岩氏が札幌駐留の占領軍に呼び出された。その際に86名位のリストを提示され、これらの者を教職不適格者として排除するように伝達された。これは指示、命令に近いもので拒否することが不可能な性格のものであった。

このリストには校長も含まれており、各人毎に勤務校、組合の役職、学校生活協同組合の役職、不適格理由(民主教育に反する教育方針、勤務成績不良等)が記載されていた。また、「黨員、容共、その他」の記入も各人毎になされていた。

(2) これを教育委員会に報告し、教育委員会は独自に教職不適格者の排除を決定した。このために七項目の教職不適格基準を作成し、これに基づき調査を実施することにした。教育委員会が教職不適格者の排除および調査実施を決定したのは10月10日あるいは中旬頃である。

一方、占領軍に提示された86名位のリストのうち約半数の者については道教委としては調査するまでもなく見当ちがいであると判断し、これを占領軍との何回かの交渉の結果リストから除外する了承を得た。この結果占領軍リスト86名位のうち残りの約40名について調査をすることになった。

(3) 調査は不適格基準が決定された直後から開始された。この為、高校については当該高校校長、小、中学校については当該市町村教育課長を道教委に招集し、七項目の不適格基準による調査と報告を指示した。その際、「黨員、容共」の識別も調査内容とした。道教委でこれを担当したのは教職員課人事給与係であり、10人位の職員が1ヶ月位調査資料の収集、整理にあたった。また、白岩氏、田村氏が自ら現地(函館)へ調査に赴いたケースもあった。

(4) このようにして得られた資料をもとに教育委員会で審議し、その結果26名については不適格基準に抵触するものと認定され処分を決定した。さらにこの件を北海道職員委員会に諮り11月中旬頃承認を得、11月18日岡村教育長が処分を発表した。

本件処分の発端、経過、性格に関する道教委側証人の証言は以上のように要約できる。要点は、処分の発端は道教委の発意によるものでなく占領軍の指示により止むなくなされたものであること、道教委の処分は占領軍指示をそのまま実行したのではなく、客観的で慎重な調査と適正な手続きにより教職不適格者と認定された者を排除したもので、思想、信条を理由とするレッド・ページではないこと、とする点にある。以下、道教委主張を素材に処分の経過を検討しその性格を批判的に吟味する。

2 占領軍勧告に対する道教委の認識

本件処分の契機が占領軍の勧告、示唆にあったことはこれまでの道教委側主張から窺えるが、こ

れを受け入れ具体的に遂行したのは道教委であった。その際、道教委がCIC(白岩氏はCICと特定してはいないが、これまでの経緯からみてCICであったと考えられる)の勧告、示唆をどのように認識していたかが問題になる。各証言からこれを見ると絶対的な指示・命令に近いものとして受け取っていたことが窺える。

○白岩教証言(第5回公判 昭40・4・19)

問(被告代理人) やめさせろということはどういうことなんでしょうか。道教委の責任でやめさせろということなんでしょうか。自分のほうでやめさせるんだからそれを執行せよということなんでしょうか。

答 ……その当時は、いろいろそのほかの事柄でも、占領軍の命令だからすぐにそのとおりに即日施行せよというような態度でなくて、あくまで日本の責任において措置せよ、しかし、日本の立場を申し上げましても、又、向うの方で納得しない場合にはどうしてもOKはとれなかったというのが、実情であったと思います。

問 そうしますと、あなた方の責任でやめさせろということであるが、しかしやめさせても、やめさせなくてもいいという性質のものではなく、やめさせなければならないと……いう強い指示であったということになるわけですか。

答 はい、私どもは、相当強い指示だというように受取っておりました。

○本間喜八郎証言(第7回公判 昭40・7・19)

本間氏は当時道教育委員。

問(原告代理人) GHQからそういう命令なり指示なりがあつてからも、教育委員会としてはやはりそれとは別に自主的にこちらでも検討しようという話になつたんでないでしょうか。

答 そのところは非常に微妙な問題だったんですが、私教育委員の一員として、やはりGHQのそういう命令に近いような話は排除がなかなか面倒だと考えておりましたが、みんなもそのように考えておりました……。

問 当時の情勢としては、非常に強いものでそれを全然処分しないで放置しておくことはできないような事情だったわけですか。

答 ええ、全然しないということは不可能でした。

追放は占領軍指示によるものである旨が、調査、報告を指示する際に道教委から校長、市町村教育課長に伝達され(当時函館市教育課長住吉匡証言 第6回公判 昭40・4・20)、教員の間でも周知の事実として広められていったが、これを公言することはCICから厳禁されていたといわれている(当時函館支部書記次長佐藤健証言 第4回公判 昭40・4・13)。

ところで、「占領軍の政策が日本国民を拘束できるのは、いうまでもなく、それが具体的法規範を設定した場合……実際には連合国総司令官の占領国管理権の執行として指令、指示という日本政府または国民に対する命令規範の形をとる⁽²⁴⁾」場合に限られる。具体的には「SCAPは日本政府に対して指令(SCAPIN=SCAP Instruction)の形において命令を下す。指令を受けた日本政府はその指令を日本の法形式、すなわち憲法、法律、規則の形になおして地方行政機関に流す⁽²⁵⁾」場合である。他方、地方軍政部、CICは「政策決定機関でなくて政策の実行を監視する機関……地方行政機関がSCAP指令に基づく日本政府の法令を遵守しているかどうかの監視⁽²⁶⁾」にその権限は限定されており、命令、指示を出すことは厳しく禁止されていた。教職員レッドページについては、既述のように占領軍の勧告・助言は存在したが(イールズ講演等)、それらは単なる政策を明示したに留まり日本政府に対する指令および日本政府による法令は存在しなかったのであるから、地方軍政部、

CICによる監視の根拠がなく、実質的な指示、命令を発することは明らかに越権行為であり地方行政機関を拘束する法的効力を有するものではなかった。このような地方軍政機関による越権行為が公然と罷り通ったのは「敗戦による『敗け犬心理』からこれらMGチームの越権行為に迎合しないし容易に許容する傾向がみられた日本人の態度にもその一因」があり「もし当時、日本人が……MGチームの任務の限界性をもっと明確に認識していたならば……断固たる態度がとれたのではなかろうか⁽²⁷⁾」との指摘は正当と思われるが、同時に地方軍政部が日常的に越権行為を地方行政機関、日本国民に強制し絶対的存在として振舞うことにより日本人にそれに迎合しないし許容する心理、行動様式を強権的に形成していったという側面も見逃しえない。

教育委員会制度発足当初から教育委員、教育委員会事務局幹部はCIE関係部局に度々呼び出され、1949年には「ほとんど連日のように教育長は進駐軍に呼ばれ」（三井武光証言 第4回公判 昭40・4・13 三井氏は当時教育委員）様々の勧告、助言が行なわれた。その一端について当時教育委員の一人は「表面は『お前達自主的に判断してやれ』というのですが、しかし、通訳だとか何かが教育委員会の会議に出てきて聞いている。これがCIEに行く。私がCIEに呼ばれる。……CIEでは、「ステュピド・フェロー」(Stupid fellow)って大きな声で怒鳴られたことがありますよ。『馬鹿野郎』ということですか、教育委員会の発言で」と回想⁽²⁸⁾しており、白岩教氏は次のように証言している。

問（原告代理人）そのリストをもらうまでの間に占領軍にあなたは行ったことがありますか。

答 よく呼ばれておりました。

問 呼ばれるようなことはずっとありましたか。

答 たとえば1週間の計画については月曜日に来て、役所に入る前に来て何をやるかということの打合せを私（占領軍担当官—引用者）の前でやってみようというように強く言われたようなときもありました。

問 それは、どういう内容のことですか。

答 日本でやる行政の話をせよというふうに……。

問 教育行政について。

答 はい。私どもは、その頃は役所の始まる前には、当時、教育長室で課長の打合せをしておたんですが、その自分たちのやる前に、こっちへ来てまずやってみようというふうに言われて、相当何回か行ったこともございます。

勧告、助言の多くは「日本の法律、あるいは規則に従ってやれとは言うけれども、向うが提案したものについては、向うが……OKしないと……行政上、いろいろな措置ができないというような」（白岩証言）ケースが大部分で、実質的には指示、命令として機能させられていたのであった。このようななかで、地方軍政部、CICから伝達される見解を実質的に指示、命令として受けとめる心理状態が教育委員会内に強制的に附与されていったことは否めない事実であったろう。加えて、他産業、官公庁における大規模な「行政整理・企業整備」という形でのレッド・ページを含む大量解雇が遂行され他府県において教育界にもそれが及んでいるという全国的な情勢の推移が、教育委員会をして占領軍指示による教員レッド・ページを避け得ない事態として認識させたものと推察される。しかし、これが正当であったか否かは別の問題であった。当時、社会党道政下の北海道では、教育委員会の過半が北教組を含む労農団体推薦者で構成され⁽²⁹⁾、「比較的民主的な考え方の空気」（本間証言）が支配的であったことからすると保守県政下でこれを阻止した高知県の経験から「占領軍命令は至上命令であった。という主張は、まったく根拠のないものであり、県民と行政機関の毅然たる決意ではねかえしうるものであった」⁽³⁰⁾とする批判を甘受する余地が客観的には存在していた

ことも考えられる。これについて本間氏は「今から考えればそう考えられますが、その当時はそう考えておりませんでした」と証言している。

(三) 教員レッド・パーージに対する道教委の基本方針

道教委のこのような認識は、教員レッド・パーージの基本方針を規定する枠組となった。地方軍政部、CICの指示によるレッド・パーージの実施を大前提として容認し、「ひとりでも助ける」「向うの指示した通り100%は動かない」(三井武光証言)という表現から窺われるようにCICに許容される範囲でその規模を小さくすること——これが道教委の基本方針であった。

これについて、先に紹介したように道教委は、処分の発端は占領軍の指示にあるが、これに対し道教委が独自に自主的に調査を行ない教職不適格者を排除したものでレッド・パーージではない旨の主張をしているので、これについての若干の検討をしておきたい。

まず、処分の発端となった地方軍政部、CICの指示が追放の対象としたのはイールズ講演、ニュゼント談話から考えて教職不適格者一般ではなく共産主義者、同調者であったことは推測に難くない。このことは、4月になされたCICによる追放指示が共産主義者、同調者を特定し、10月の追放リストにも「党员、容共、その他」の識別をしていたとする道教委主張からも、また、以下に紹介する当時の教育委員の証言からも裏付けられることである。

○ 鎌田理吉証言(第4回公判 昭40・4・13)

問(原告代理人) アメリカからなんかそういう意向があると、その意向というのはどういうことなんでしょうか。共産主義者というような思想的なものが出ていましたか。

答 はっきりしませんけれどもそういう意味のことであったと思います。それで教育長が調査に乗り出したと、こういうことのように今、記憶しております。

○ 本間喜八郎証言(第7回公判 昭40・7・19)

問(原告代理人) 卒直にいてGHQの意向は共産党员を対象にしているんですか。

答 共産党员が眼目のようでした。またシンパでも活発な活動家というように私たちは考えておりました。……

問(裁判長) ……CICの指示に対して、教育委員会が調査した結果、人間をしぼるということもできたのではないかという質問で、答えははかりですね。

答 (うなづく)

問 すると、人数は必ずしも絶対的なものではなかったんでないですか。

答 絶対的なものではないと思いますけど、ある者については相当絶対的なものがあると思います。思想問題については私はそう考えております。

このようにCICの道教委に対する追放勧告の主対象は単なる勤務成績不良者等ではなく、共産党员、同調者に照準が定められていたのであり、道教委主張の如く勧告が実質的に強い指示、命令であったとすると、道教委はレッド・パーージを指示、命令されたのである。道教委は自主的判断による処分を強調しているが、「形の上においては……教育委員会が処置をするというようなことになる」が実質的には「占領軍のほうに了解を求めるといような手続きはとっており」(白岩証言)その了解が得られなければ事は進行しなかったのであるから、道教委の自主的判断を働かし得る範囲は、誤って共産党员、同調者と認定された者について事実誤認を証明できる範囲に限られ、実際に共産党员、同調者である者についてまでそれを及ぼし得るのではなかった。彼らの追放こそCIC勧告の核心的内容であったからである。

結局、道教委の基本方針は、占領軍リストにあげられた者のうち実際に共産黨員、同調者である者については追放は避けられないが、そうでない者については事実誤認を正し可能な限り追放者の数を削減する、というもので、結果的には「正確に『赤攻撃』してない、という点に対する異議申立⁽³¹⁾」を内容とする NEA 政策委員会報告書と同一の立場に立つものであった。道教委の調査活動および CIC との折衝の中心点もここに置かれていたものと考えられる。これは後述の調査活動の実態、性格の検討からも明らかにされることであるが、ここでは当時の教育委員長三井武光氏が、本件処分をレッド・ページと認識していた事実を示す佐々木トミ証言（第 9 回公判 昭 40・9・27）を紹介しておこう。佐々木氏は本件で処分され、後に教育委員会審査で処分取消とされたのであったが、処分を通告された直後に三井氏を訪問した際の状況について次のように証言している。

問（原告代理人） 教育委員という道の教育委員…

答 はい、道の三井教育委員長で、その方が私と昵懇の間柄だったもんですから……PTA 会長さんと主人……三人で三井委員長のお宅に伺いました……

問 ……三井さんと話されてどういうふうになったんですか。

答 三井さんは私がその中にはいるという事を聞きまして大変びっくりなさいまして……三井さんの口からですが、とんでもない事になったと……これはどこまでもレッド・ページのための勧告であるからあなたにはこれは違っているという事をおっしゃったんです。……翌日……田村係長……にお会いしにお宅に伺ったんです。……その時に田村さんのおっしゃるには、これはアメリカからの指示なんだからどうしようもないんだという事で全然そっけない……

問 そうしますと……当時の教育委員長はあなたと昵懇であって内部的に骨を折って頂いたんだけれども結局処分としては取消すというような事はなかったんですね。

答 ……どこまでもレッド・ページの事だからという事は私にはそういう事が無いからというふうに私は受け取りましたんです。

問 三井さんはレッド・ページの事だからと、あなたに言われたんですか。

答 はい。

問 で、あなたはレッド・ページの対象にならないと思うと。

答 ええ、私におっしゃいました。

問 三井さんは信用してくれましたか。

答 ええよく私の家庭を知っていらっしゃいますから。

(四) レッド・ページに対する北教組の対応

レッド・ページに対する北教組の公的見解は「教職員整理に対する声明書並びに教員の身分保障に関する法的見解」（11月8日）にみることができる。ここでは、「政治的信条のゆえに整理される不合理はあらためていうまでもないが職場の民主化に真摯に努力したのものや、組合運動に挺身したものを整理対象とすることは基本的人権を蹂躪するものであり、また、事前の指導、警告なしに風評や憶測による一方的処分は教員の身分保障の法理に反するという点からこれを批判し、「教員整理に際しては、あくまでも具体的事例の調査を周到にし、本人並に組合の説明を聴取し、両者の完全なる納得の上に」「現行の諸法規の誤りなき適用を第一に」すべきで「処分が社会的にも許容され、万人が妥当なりとするもの」に限定されるべき旨が主張されている。

本件処分前におけるレッド・ページ問題についての北教組の組織的な運動は、声明書の発表と道教委との団体交渉であった。団体交渉は11月8日を第1回として11月18日の処分発表前に5回も

たれているが、「一如可なる形式で臆首するのか、二誰の責任でやるのか、三臆首理由を具体的に明示せよ。四時期は何日ごろか、こうしたことが交渉の重点⁽³²⁾」とされていた。北教組本部では9月初旬頃には道教委のレッド・ページ準備の動向を察知しており、新聞でも10月初旬頃処分発表予定と報じられていたのであるからこの問題についての団体交渉の開始が11月8日という遅い時期(処分発表の直前)であったことは理解に苦しむところである。これは本件問題に対する取組みに関しては北教組が団体交渉に大きな比重をおいていなかった事を示すものであろう。北教組の取組みで大きな比重を占めたのは、組織的対応ではなく一部役員による裏舞台での半ば個人的折衝による活動であった。米田書記長をはじめ極く一部の役員は、可成りの長期にわたりCIC、道教委事務局と非公式の折衝を継続していた。

CICとの折衝について大野直司氏(当時北教組書記次長)は次のように証言している(第10回公判)。

問(原告代理人) 米田さんがCICに呼ばれたのは何回ぐらいですか、今の問題に関連して、

答 ……昭和24年になって度々呼ばれ、あるいは、その後になって米田さんが積極的に行ったということを記憶しております。

問 それは、本件の時期から考えてどのくらい前のことでしょうか。最後にCICに行ったのは、

答 全国の教育長会議……の前後、米田さんが、北海道にもやってくるのではないかとということから、CICのほうでどういうことを考えているのかということを持たすという意味で出かけたことがあります、その時期はやはり全国教育長会議の決定後……に出かけたと思います。……

問(被告代理人) 昭和24年に、CICで、米田書記長……が、処分されるであろうという人の数を聞いてきたのは、約400名もあるという事だったという事ですか。

答 第一回目の折衝の後の報告では、その数を聞いております……。

問 それから、北教組独自としては、そういうふうな人数になってから、直接CICなどに……交渉をするというような事は、まったくしなかった訳ですね。

答 まあ、400名という第一次の情勢報告のあったあと、米田書記長は、再三度にわたって、呼ばれておりますし、又、こちらから出かけていったという事実はあります。

問 ……犠牲者等は……全然なければいいんですが……仮りにあったとしても、少なくしたというような努力をなされたという事なんですね。

答 米田書記長は、そのような考え方で、折衝しておったと記憶します。

米田書記長が提示された約400名のリストは「とんでもない、何等関係のない人達が幾たりか載せられ」「いわゆる共産党員でないかという指摘があって、そうでない人、全然教職員として能力がないという形で、指摘されておった人、事実は極めて優秀な人であったという事従って、CICで言っている400名というものの数は……その内容が……極めて杜撰(大野直司証言)なものであったという。大野証言によると、米田書記長は以降、このリストの削減についてCICに積極的に出向き折衝を続けることになる。当時のある教育委員は、米田書記長から聞いた話として「このリストには、北教組本部、地区協議会、支部の組合役員の可成りの部分、そして当の米田書記長自身の名前があげられていた」と語っている。これが事実とすると、米田書記長および組合幹部への脅迫の効果を計算してレッド・ページへの協力を強いるCICの巧妙な方策であったといえる。因みに、北教組本部の役員は最終的には1名も追放の対象とはされなかった。

北教組はCICとの折衝に併行して道教委事務局との非公式の折衝を継続していた。これについて白岩教氏(当時教職員課長)は「当時のだれということは申しあげられませんが、ともかく、組合の代表というような立場の方……たとえば札幌の本部の方とか……地方の、その関係の人は、一応

の話合いはしておったというふうに承知してよいと思います」(第5回公判)と証言しており、北教組も「このころまでの非公式交渉では、当初の四百余名説に対する先制攻撃による奏功あって、約30名でないかという説が流布され⁽⁹³⁾」と、この存在を明らかにしている。「団交の時間中は……現在調査中という事の一点張りでしたが、団交の休憩時或いは、終った直後など、雑談的に白岩課長は、漸く70名程度に絞ったと、或いは、30名程度まで絞った……教育委員会では……あちらさんからの押しつけなんでもどうもこうもならないという事情は、わかってもらえるのではないかと、というような発言を、課長、それからその当時の岡村教育長など話しておった」とする大野証言からすると、非公式の交渉においては相当具体的で卒直な話合いがなされていたものと思われる。

これら公式・非公式における北教組の対応について、白岩教氏は「組合の代表というような立場の方とは一応それぞれ話はしておりますが組合としてはこの問題については深くはタッチしないというような話合いはできておったように記憶いたします」と証言し、本間喜八郎氏(当時教育委員)は次のように証言している。

問(原告代理人) その交渉は何回くらい持たれましたか。

答 回数をよく覚えていませんが……この問題で再三交渉があったと思います。ただその点での積極性は他の団交よりゆるいように感じましたが。

問(被告代理人) ……それはどういう趣旨ですか。

答 やはり共産党とかそのシンパで活発な運動をしていると考えられている者については、多少北教組自体がゆるいような感じでした。

問 北教組自体も処分されてもやむを得ないという感じを持っていたように思われるということですか。

答 表面はずいぶん強い交渉でしたけれども、回数とかそういうものを考えますとそう思われま

す。

問 組合との団交で、最後には二十数名については了承するという了解点に達していたというふうに聞いていますがそうではなかったんですか。

答 いや、そういう了解ということはないと思います。やはり組合の基本方針どおり……どこまでも闘うという最後の言葉で別れたと思います。

本件処分に関する北教組の対応について交渉相手の道教委は如上のような評価をしているが、北教組役員自体はどのように考えていたのだろうか。被告代理人の「本件の処分についても、軍政部から何等かの示唆があって、それには、組合などでいくら抗議を申し込んでも、撤回され得る性格のものではないような情勢であったということになるわけですね」との質問に対し大野直司氏は「そういうふうに置換えて質問されると……端的に答えることができないわけですが……あらゆる手段を尽しても、勝ち得ないんじゃないかというひとつの考え方が、一部にはあったという事は否定出来ないと思います」と答えている。また、当時北教組小樽支部長で北教組から推されて北海道職員委員会の委員であった武田正二氏は、職員委員として本件処分承認印を押した事情説明の一端として次のように証言している(第10回公判 昭40・11・22)。

「わたし自身が、このレッドパージの件については、だいたい組合関係やっていましたから、内容的には知っていたんです。それで初め、百何十人というようなレッドパージの候補者が……数十名に絞られる過程において、わたしは……その当時、北教組の書記長をやっていた米田君とは友人関係でもありましたからよく色々組合で、このレッドパージに対する色々な活動について聞いていましたから……何十名かに絞られたものは、組合としては出来るだけの救済措置を取ろうとして、当時のCICの担当者と交渉をもった結果、どうしても相手が譲らないものとして出てきたのがこれ

なんだというような事を、わたし聞いておったんですよ……組合としてももうこれだけ努力してこうなっているとすれば、やむを得ないものかという先入観があったものですから……この事件は、もうこの程度で終熄させるほかないのか、というような、実は甚だ不本意であるけれども、諦めといたものがありましたから……やむを得ないと言ってその時判を突いた事を……覚えています」

なお、北教組のレッド・パージに対する認識、対応については、処分後の動向において引き続き検討する。〈続く〉

《注》

- (1) 牧征名「レッド・パージ裁判」(森田俊男編『国民教育運動 4 教育裁判闘争と憲法・教育基本法』明治図書 1971年) 38頁。
- (2) 久米茂「戦後教育史の『死角』」(『教育』第162号 1963年10月 国土社)。
- (3) 静岡については牧征名前掲論文、群馬については光山松雄『ある証言 嵐に抗する教師像』(鳩の森書房 1970年)、北海道については佐藤健「思想弾圧と教育労働者のたたかい」(北教組法制部『レッド・パージ事件・武佐中学校事件最高裁不当判決抗議・総括全道集会報告書』1974年)、参照。
- (4) 北海道教育委員会『昭和24年度 北海道教育行政概要』は、退職9名、休職17名、としている。
- (5) 鈴木英一『戦後日本の教育改革 3 教育行政』(東京大学出版会 1970年) 80頁。
- (6) 海後宗臣・寺崎昌男『戦後日本の教育改革 9 大学教育』(東京大学出版会 1969年) 52頁。
- (7) 『朝日新聞』 1949年7月24日。
- (8) 『朝日新聞』 1949年10月9日、五十嵐顕・伊ヶ崎暁生『戦後教育の歴史』(青木書店 1970年) 97頁。
- (9) 『朝日新聞』 1949年11月9日
- (10) 『朝日新聞』 1949年11月11日。
- (11) その詳細については、鈴木英一、前掲書、参照。
- (12) 『朝日新聞』 1949年3月23日。
- (13) アメリカにおける教員レッド・パージについては、C. L. ジترون・深山正光訳『アメリカ教員組合運動史』(労働旬報社 1972年)、R. F. バッツ、他・渡部晶、他訳『アメリカ教育文化史』(学芸図書 1977年)、参照。また、その論理についてはS. フック・植田清次訳『反抗と陰謀』(東洋経済新報社 1956年)、参照。
- (14) 日教組『教育新聞』 1949年7月7日。
- (15) 竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』(日本評論社 1970年) 238頁。
- (16) 『朝日新聞』 1949年11月9日。
- (17) 新潟県教職員組合『新潟県教職員組合史 第一巻』 577頁。
- (18) 「占領下の大分県教育行政 I」(『東京経済大学会誌』第103号 1977年10月) 97-98頁。
- (19) B. C. デューク『日本の戦闘的教師たち』(教育開発研究所 1976年) 136頁。
- (20) 全国教育長会議の時期については、9月2日、7日、7～8日、8日、8～9日、28日等の諸説があるが、9月末にレッド・パージが開始されていることから28日説はとり難くここでは初旬とした。
- (21) 『昭和22年 長官事務引継書 その1 警察部 渉外警察関係概況』(道庁文書)。
- (22) 奥田二郎『道政風雲録』 247頁 1963年。
- (23) 本件に関連して本間喜八郎氏が8、9月頃CICに呼ばれ「教員組合とか学校教員の中に共産党員がおるだろうか」という質問を受けた以外は、教育委員とCICの具体的な接触はなく全て教育長、教職員課長が折衝に当たった。また、教育委員会内における本件の取扱いについて本間氏は「相当多数の者がリストにのっているということでしたが、そのリストを教育長や白岩課長は私たち(教育委員——引用者)に見せませんでした。……それで11月になって……二十何名かのリストが提示され、教育委員会でいろいろ事情を説明して、不適格者として排除しなければならぬという提案が教育長からあり、その時初めて二十何名かのリストを見ました。その前から正式でない委員会などで教育長や白岩課長からいろいろ呼ばれている事情やなにかについて、非常に強いものだという説明がありました。……できるだけ数を減らすよという話で、あと教育長に任せておりました」(第7回公判)旨の証言をしている。
- (24) 重松蕃「思想・信条の自由とレッド・パージ」(北教組法制部、前掲書) 79頁。

- (25) 竹前栄治 前掲書 72 頁.
- (26) 同前.
- (27) 同前 75 頁.
- (28) 本間喜八郎「公選期教育委員会時代の思い出」(北海道教育運動史研究会例会報告 1977 年 2 月 26 日).
- (29) 当時の教育委員は、本間喜八郎(北教組推薦, 元北教組副委員長), 鎌田理吉(北教組推薦, 元北教組札幌市支部長), 坂井一郎(北教組推薦, 元北教組書記次長), 木呂敏彦(農民同盟推薦), 三井武光(農協推薦), 佐藤貢(酪農関係団体推薦, 雪印乳業社長), 川口常一(道議会, 自民党)の7名であった.
- (30) 山原健二郎『土佐の夜明け』(民衆社 1971 年) 81 頁.
- (31) 毛利陽太郎「第二次大戦後の教育」(梅根悟監修『世界教育史大系 18 アメリカ教育史 II』 講談社 1976 年) 158 頁.
- (32) 北海道教職員組合『北教組史 第二集』 304 頁 1964 年.
- (33) 同前.

(本学講師・釧路分校)